

提出先

組合員→所属所→広島支部

※添付書類不要

3歳未満の子を養育しない旨の届出書

(3歳未満の子の養育特例を終了する旨の届出書)

所屬所等受付日欄

※所属所で申出書受理日を
押印（又は受付日を記載）

※裏面及び記入例を参照のうえ、御記入ください。

(フリガナ)		申 出 者 生年月日	昭和	年	月	日
申出者氏名			平成			
所 属 所		組 合 員 等 記 号 ・ 番 号	公立広島			
職 名						

養育しない（養育特例を終了する）こととなった日及びその事由 ※裏面参照	〔 該当する番号を○で囲み、カッコ内の日を「養育しない(養育特例を終了する)こととなった日」として記入してください。 〕 _____ 年 月 日 1 他の子の養育（他の子の出生日） 2 子を養育しなくなった（養育しなくなった日） 3 育児休業等（掛金免除）の開始（開始日） 4 産前産後休業（掛金免除）の開始（開始日）
--	---

養育しない (養育特例を 終了する)こ ととなった子	(フリガナ)		生年月日	令和 年 月 日
	氏 名			

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員（厚生年金保険の被保険者）等の標準報酬月額の特例の適用が終了したので、上記のとおり届け出ます。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 年 月 日

申 出 者 住 所 _____

氏 名 _____

※裏面を御確認の上、御記入ください。

【記入にあたっての留意事項】

「養育しないこととなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
養育特例の適用中に次の子が生まれた場合 【男性組合員に限ります】	1を○で囲み、次の子の出生年月日を記入してください。
子を養育しなくなった場合 (例) 当該子が死亡したとき 当該子と離縁したとき 当該子と別居したとき	2を○で囲み、養育しなくなった日を記入してください。
育児休業等(掛金免除)を開始した場合	3を○で囲み、育児休業等(掛金免除)を開始した日を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)を開始した場合 【女性組合員に限ります】	4を○で囲み、産前産後休業(掛金免除)を開始した日を記入してください。

【添付書類】 不要

※ 掛金・保険料免除となる育児休業等又は産前産後休業を開始した場合は、「育児休業等掛金免除申出書」又は「産前産後休業掛金免除申出書」を提出してください。

【Q&A】

Q1 子が3歳に達した場合も提出する必要がありますか？

A1 子が3歳に達した場合は自動で特例が終了するので提出不要です。子が3歳未満だけれども、上記表の事由が発生した場合に御提出ください。

Q2 産前産後休業(掛金免除)を開始した日はいつになりますか？ 産前休暇開始日とは違うのですか？

A2 健康保険制度での産前産後休業掛金免除期間とは、①出産日以前42日から出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間であって、条例で認められている休暇期間とは異なります。

したがって、産前産後休業(掛金免除)を開始した日は、出産予定日より56日前から産前休暇を開始した場合、出産日(出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日)を起算として42日前となります。

提出先 組合員→所属所→広島支部

※添付書類不要

3歳未満の子を養育しない旨の届出書

(3歳未満の子の養育特例を終了する旨の届出書)

所属所等受付日欄

受付

-X.04-2

※所属所で届出書受理日を
押印(文書の日を記載)

※裏面及び記入例を参照のうえ、御記入ください。

(フリガナ) 申出者氏名	コウリツ キョウコ 公立 教子	申出者 生年月日	昭和 平成 〇年 〇月 〇日
所属所	××市立●●小学校	組合員等 記号・番号	公立広島 〇〇〇〇〇〇〇〇
職名	教諭		

養育しない(養育特例を終了する)こととなった日及びその事由

※裏面参照

〔該当する番号を○で囲み、カッコ内の日を「養育しない(養育特例を終了する)こととなった日」として記入してください。〕

×年 3月28日

- 1 他の子の養育(他の子の誕生日)
- 2 子を養育しなくなった(養育しなくなった日)
- 3 育児休業等(掛金免除)の開始(開始日)
- 4 産前産後休業(掛金免除)の開始(開始日)

養育しない(養育特例を終了する)こととなった子

(フリガナ)

氏名

コウリツ イチコ

公立 一子

生年月日

令和 △年 9月 7日

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例の適用が終了したので、上記のとおり届け出ます。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 ×年 4月 2日

住所

××市●●町△△一□

申出者

氏名

公立 教子

女性組合員で養育しない理由が④の場合

養育しないこととなった日は、産前休暇の開始日ではなく、産前産後休業掛金免除の開始日となる。掛金免除開始日は、産前休暇の期間の内、出産日(出産が予定日より遅れた場合は出産予定日)を起算日として42日(6週)前の日。

例)次の子(単胎)の出産予定日5/10、産前休暇開始日が3/16

①出産日が早まり5/8 ⇒ 出産日の42日前の3/28が掛金免除開始日

②出産日が遅れて5/18 ⇒ 予定日の42日前の3/30が掛金免除開始日